

原議保存期間	5年（令和12年3月31日まで）
有効期間	一種（令和12年3月31日まで）

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
（参考送付先）

警 察 庁 丁 保 発 第 7 号
令 和 7 年 1 月 2 4 日
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局長
各 方 面 本 部 長

猟銃用火薬類等の取扱いについて（通達）

猟銃用火薬類等の取扱いについては、「猟銃用火薬類等の取扱いについて」（令和元年12月2日付け警察庁丁保発第166号）により運用してきたところ、今般、下記のとおり運用するので、事務手続上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達については、本通達をもって廃止する。

記

1 定義等

(1) 猟銃用火薬類等

実包又は無煙火薬であって銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）に規定する拳銃等又は猟銃に専ら使用されるもの、及び拳銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬をいう。したがって、例えば空包であっても、建設用びょう打銃に使用されるものや銃砲を使用しない理化学上の実験の用に供するものは、これに該当しない。

(2) 譲渡、譲受け

所有権を移転する場合をいい、有償、無償を問わない。

(3) 輸入

猟銃用火薬類等を船舶又は航空機を利用して国外から国内に搬入することをいい、有償、無償を問わない。本人が所持して搬入する場合であっても輸入である。

(4) 消費

廃棄以外の目的とする火薬類の爆発又は燃焼をいう。その爆発又は燃焼の効力を有効に利用すると否とを問わない。

2 許可権限

火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）第50条の2第1項の規定により、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入又は消費（以下「譲渡等」という。）の許可の申請は、原則として都道府県公安委員会（以下「公安委員

会」という。) に対して行うことになっているが、同条第2項の規定により、火薬類の製造業者若しくは販売業者がその業務のために行う場合又は産業の用途に供される銃砲(救命索発射銃、救命用信号銃、麻酔銃、と殺銃若しくは捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びょう打銃若しくは建設用綱索発射銃又は鉋さい破砕銃)の所持許可を受けた者が、当該用途に関して譲渡等を行う場合の許可の申請は、他の火薬類と同様、都道府県知事に対して行う。

3 許可

(1) 譲渡の許可

ア 譲渡の許可の申請先は、申請人の住所地を管轄する公安委員会であり、申請人の住所地を管轄する警察署長を経由して行う。

イ 譲渡許可証の記載事項中、火薬類の種類、名称、数量、譲渡目的、譲渡の相手方又は有効期間の変更は、新たな許可を要する。

(2) 譲受けの許可

ア 譲受けの許可の申請先は、申請人の住所地を管轄する公安委員会であり、申請人の住所地を管轄する警察署長を経由して行う。

イ 譲受許可証の記載事項中、火薬類の種類、名称、数量、譲受目的又は有効期間の変更は、新たな許可を要する。

ウ 譲受許可数量

① 譲受許可数量については、原則として火薬庫外貯蔵の上限数量を上限とする。ただし、過去に相応の消費実績があり、購入、貯蔵及び消費を適切に行ってきたと認められる者であって、各種大会等の射撃選手等である者が合宿等において練習のため短期間に多量の実包を消費するなど、特に酌むべき事情がある場合は例外を認めることとする。

② 具体的には、実包について、初めて火薬庫外貯蔵の上限数量である800個を超える数量の許可申請があった場合は、800個を許可数量の上限とすること。

③ 実包について、800個を超える数量の許可申請が2回目である場合には、初回の許可に係る購入、貯蔵及び消費に不適切な点が認められず、かつ、相応する消費(購入)計画が提出されるならば、2,000個程度を許可数量の上限とすること。

④ 実包について、800個を超える数量の許可申請が3回目以降である場合には、前回(必要に応じて前々回以前を含む。)の許可に係る購入、貯蔵及び消費に不適切な点が認められず、かつ、相応する消費(購入)計画が提出されるならば、5,000個を許可数量の上限とすること。

⑤ 国際的な規模で開催される運動競技会の射撃競技に参加する選手又はその候補者が合宿等における練習のために多量の実包を消費する必要があるなどとして各種競技団体から推薦書が提出されるなど、特段の事由がある場合に限り、5,000個を超える許可を認めることとするが、この場合にあって

ても当該推薦内容等から判断し、真に必要と認められる数量とすること。

(3) 輸入の許可

ア 輸入の許可の申請先は、陸揚地を管轄する公安委員会（航空機の場合は到着する空港を管轄する公安委員会）であり、その場所を管轄する警察署長を経由して行う。

イ 輸入の許可については、申請書に許可をした旨を記載してこれを「許可書」として交付する。これは、消費の許可についても同様である。

ウ 輸入許可書の記載事項中、火薬類の種類、名称、数量、銃の種類及び適合実包（空包）、銃の所持許可証（登録証）の番号、輸入目的又は陸揚予定地の変更は、新たな許可を要する。

(4) 消費の許可

ア 消費の許可の申請先は、消費地を管轄する公安委員会であり、その場所を管轄する警察署長を経由して行う（北海道における特定の有害鳥獣捕獲に係る消費許可申請の場合にあっては、住所地を管轄する警察署長が申請書類を受け取ることができるものとする。）。また、消費地が複数の公安委員会の管轄区域にわたるときは、各々別に許可申請書を提出させること。

なお、同一の公安委員会の管轄区域内の2箇所以上で消費するものに対しては、主たる消費地を管轄する警察署長を経由して行う。

イ 公海上で日本船舶から有害鳥獣の捕獲のために猟銃を使用する場合等管轄する公安委員会がない場合は、申請者の住所地を管轄する公安委員会とし、住所地を管轄する警察署長を経由して行う。

ウ 消費許可書の記載事項中、火薬類の種類、名称、数量、銃の種類及び適合実包（空包）、許可証等の番号、消費の目的、場所、期日（期間）又は危険予防の方法等の変更は、新たな許可を要する。

(5) 有効期間

譲渡許可証及び譲受許可証には有効期間が付されているが、これは火取法第17条第6項の規定に基づき1年を超えない期間内で、申請書記載の期間に基づき、公安委員会が当該譲渡又は譲受けに必要なと認めた期間を指定するものであり、形式的に上限一杯の1年とするのではなく、火薬類の消費計画等に応じて、当該譲渡又は譲受けに必要なと認めた期間を指定すること。

(6) 許可条件

許可に際して条件を付する場合、例えば火薬庫外貯蔵量を超える数量の譲受け許可をする際、一時に譲り受けることを不適当と認めた場合に、その分割譲受けを命ずるようなときは、当該許可証にわかりやすく朱書きすること。

(7) 許可証等に係る記載事項の変更の手続

譲渡許可証、譲受許可証、輸入許可書又は消費許可書の住所又は氏名に変更が生じた場合における記載事項の変更は、当該許可の申請に際し、経由した警察署長に対し手続をしなければならないが、事務処理上支障のある場合を除き、

郵便によることも差し支えない。また、譲渡許可証又は譲受許可証を返納する場合も同様である。

(8) 消費（購入）計画に係る書面の提出

譲受け、輸入又は消費の許可の申請に当たっては、申請書の別紙として火薬類の消費（購入）計画に係る書面の提出を求め、具体的な火薬類の消費及び購入（申請に係るもの以外の火薬類の購入や無煙火薬等から実包を製造する場合を含む。）の計画等を確認すること。また、複数の猟銃を所持している者については、どの猟銃を使用するのか明らかにさせること。

さらに、前回の許可申請以後の火薬類の消費実績について、銃刀法第10条の5の2に規定する帳簿の提示を受けて確認するとともに、その際、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第87条第2項に規定する書面（射撃場の射票、レシート等、実包の数量を疎明する書面）が当該帳簿に添付されていることを確認すること。

(9) 審査上の判断基準

許可の申請に際し、譲渡等の目的が明らかとならない場合や、提出された消費（購入）計画の内容を精査し、当該計画のとおり火薬類を取り扱ったときに、法の規定に抵触することとなる場合には、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、不許可とすること。

また、譲受け又は消費の許可について、消費計画・消費実績に相応する数量を超える数量の許可申請があった場合は、申請数量の引下げ等を行うよう指導すること。

なお、輸入の許可は、1回の輸入ごとに必要であることから、火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の輸入許可申請があった場合には、原則として不許可とすること。

4 無許可譲受け

(1) 無許可譲受数量等

火取法第17条第1項第3号の規定により無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年内閣府令第46号。以下「内閣府令」という。）で規定されている。具体的には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第55条第1項に規定する登録若しくは同法第9条第1項に規定する鳥獣を捕獲することの許可の有効期間又は同法の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬の合計600グラム以下、銃用雷管300個（このうちライフル実包用雷管については50個）以下、又は実包300個（このうちライフル実包については50個）以下である。したがって、無許可で無煙火薬600グラム、銃用雷管300個及び実包300個を譲り受けることはできるが、無煙火薬600グラム及び黒色猟用火薬600グラムの合計1,200グラムを譲り受

けることはできない。

また、無許可で猟銃用火薬類等を譲り受けることができるのは、当該無許可譲受の根拠となる登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間内又は指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間内に限られる。

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の提示

火取法第17条第1項第3号に該当する者（以下「狩猟免許者等」という。）が、猟銃用火薬類無許可譲受票により火薬類を譲り受ける際は、鳥獣保護管理法に基づく第一種銃猟狩猟者登録証、許可証（許可を受けた者が法人の場合にあっては、従事者証）又は指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証のほかに猟銃・空気銃所持許可証も併せて火薬類販売業者に提示し、業者は、これにより相手方の所持する許可銃砲に適合する火薬類であることを確認した後でなければ譲り渡してはならず、これを怠り、猟銃・空気銃所持許可証を確認せずに火薬類を販売した業者は、同条第5項違反に、また、許可銃砲に適合しない火薬類を譲り受けた狩猟免許者等は、同条第1項違反となる。

5 無許可消費

無許可で消費することのできる猟銃用火薬類等の用途及び数量については内閣府令第12条に規定されている。

なお、内閣府令第12条第3号の「射的練習」とは、射撃大会への参加を含み、銃刀法の標的射撃と同義語であり、内閣府令第12条第4号の「信号の用に供する」とは、出発合図の用に供することをいう。

6 転用消費

火取法第17条第1項第3号の規定により無許可で譲り受けた猟銃用火薬類等や、狩猟又は有害鳥獣駆除（指定管理鳥獣捕獲等事業を含む。以下同じ。）の目的で許可を受けて譲り受けた猟銃用火薬類等については、狩猟及び有害鳥獣駆除の用途に加え、射撃場における練習射撃（狩猟及び有害鳥獣駆除の練習の一環として行われる射撃大会を含む。）に使用することは差し支えない。

また、技能講習及び狩猟前練習に使用する猟銃用火薬類等について、猟銃所持者が現に猟銃用火薬類等を保有している場合には、当該猟銃用火薬類等の譲受目的にかかわらず、これを使用することができる。

7 台帳の整理

公安委員会は、猟銃用火薬類等に係る譲渡等の許可をする場合においては、それぞれ台帳に登載し、異動のあるごとに整理しなければならない。

「台帳に登載」とは、必ずしも台帳に記載することを要せず、申請書等を編てつし、台帳として使用することは差し支えないが、可能な限り猟銃の所持許可者ごとのカードを作成し、火取法第17条第1項第3号による譲受けの状況及び譲受けの許可数量並びにその譲受け数量等を記載した書類を共に整理することが望ましい。

「異動のあるごと」とは、許可証の返納、記載事項の変更などの場合をいう。

なお、許可証の返納を受けたときは、当該許可の申請書と併せて綴じておくか、上記の関係書類を整理したファイルに登載して整理すること。

8 不用実包等の処理要領

- (1) 火取法第2条第1項第3号イの銃用雷管並びに同号ロの実包及び空包が一般廃棄物となったもの（以下「不用実包等」という。）については、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会（以下「日火連」という。）加盟の火薬類販売業者等が収集、運搬及び処分を行うので、警察署等で不用実包等の処理に係る相談を受理した場合には、廃棄依頼先及び処理手続を教示すること。
- (2) 不用実包等の所持者又はその遺族（以下「所持者等」という。）が高齢等で不用実包の処理手続を適切に行うことが困難であり、他にこれを代行する者がいない場合等には、警察職員がこれを補助し、当該処理に係る不用実包等廃棄依頼書の補助者欄に、対応した警察署担当者の所属、氏名、電話番号を記載すること。
- (3) 上記(2)において、当該廃棄依頼がなされた後、不用実包等が搬送されないなど手続が滞っている旨、日火連から連絡があった場合には、所持者等に連絡の上、再度手続を補助して確実に処理させること。
- (4) 上記(1)から(3)は、一般的な対応要領を示したものであり、都道府県において独自に対応要領を定めている場合には、その運用を妨げるものではない。